

岐阜県警察の巡査長に関する訓令

昭和 42 年 7 月 1 日
岐阜県警察訓令第 14 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、巡査長に関する規則（昭和 42 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、岐阜県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第 2 条 警察本部の課、隊、所、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに 1 人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに 1 人
- (3) 前 2 号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに 1 人以上

(巡査長の行う職務)

第 3 条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務を共にする巡査（巡査長たる巡査を除く。以下同じ。）に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務を共にする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第 4 条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が 6 年（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者にあつては 2 年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては 4 年）に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者

(巡査長の選考の方法)

第 5 条 巡査長の選考は、所属長から推薦された巡査について書類審査により行うものとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、面接審査を併せて行うことができる。

- 2 前項の推薦は、巡査長選考推薦書（別記様式第 1 号）により行うものとする。
- 3 前条第 1 項第 1 号に定める勤務年数に達しているが、巡査長の選考に推薦しない者がある場合は、所属長は、当該職員に係る巡査長非推薦理由書（別記様式第 2 号）を本部長に提出するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 本部長は、選考合格者を決定したときは、当該所属長に巡査長選考合格者を文書により通知するものとする。

(巡査長の呼称)

第7条 巡査長たる巡査の呼称は、巡査長岐阜県巡査とする。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第8条 所属長は、巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

(合格の取消し)

第9条 本部長は、巡査長選考合格者が巡査長として任用されるまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その合格の決定を取り消すことができる。

- (1) 職務上の義務に違反するなど巡査長として任用することが適当でないと認める理由があるとき。
- (2) 心身の故障により、その職の職務の遂行に支障があると認められるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年7月20日から施行する。

(巡査長の数の経過規定)

- 2 巡査長の数は、この訓令の施行の日から昭和43年3月31日までの間は140人以内とし所属ごとの数は、別に定める。

附 則 (昭和44年4月26日岐阜県警察訓令第11号)

この訓令は、昭和44年4月26日から施行する。

附 則 (昭和46年3月30日岐阜県警察訓令第4号)

- 1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年5月1日岐阜県警察訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年7月1日岐阜県警察訓令第5号抄)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日岐阜県警察訓令第7号)

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月1日岐阜県警察訓令第12号)

この訓令は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月1日岐阜県警察訓令第21号)

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日岐阜県警察訓令第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月4日岐阜県警察訓令第17号)

この訓令は、平成16年10月4日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 25 日岐阜県警察訓令第 12 号）
この訓令は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日岐阜県警察訓令第 13 号）
この訓令は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 18 日岐阜県警察訓令第 9 号）
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 15 日岐阜県警察訓令第 17 号）
この訓令は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

※別記様式省略

